

令和7年度組織改編（花巻市部設置条例の一部改正）について

総合政策部総務課

令和7年度組織改編において健康福祉部を廃止し、新たに「福祉部」と「健康子ども部」を設置するため、花巻市部設置条例の一部を改正することとしましたので、その内容をご説明いたします。

1 組織改編の概要

(1) 背景と目的

令和6年度組織改編において、子どもに関わる幅広い施策による「市町村子ども計画」を策定し、国及び県と連携して子どもに関わる施策を実施するとともに、第2次花巻市まちづくり総合計画長期ビジョンの重点施策推進プロジェクトである「子ども・子育て応援プロジェクト」を推進するため、教育委員会において補助執行していた子育て支援全般を市長部局において所管することとし、子育て支援施策の中核を担う部署として健康福祉部に「子ども課」を設置しました。

また、児童福祉法の一部改正により市町村が設置に努めることとされた、母子保健と児童福祉の機能を併せ持つ「子ども家庭センター」を健康福祉部に新設しました。

これらにより、健康福祉部は市の組織では最多の7課体制となっています。

また、公益財団法人総合花巻病院が策定した改定事業再生計画に基づく事業再生について金融機関とともに定期的なモニタリングを実施するとともに、同法人から抜本的な経営改善策として支援要請があった医師確保について取り組むこととしており、地域医療対策に関しては医師確保の取組等と併せて、今後も相当量の事務量が見込まれる状況にあります。

以上のことから、他部よりも規模が大きくなっている健康福祉部における業務の質的向上と効率的な事務の執行を実現できる体制とするため、「福祉部」と「健康子ども部」の2部体制に改編しようとするものです。

(2) 地域医療担当部署の見直し

現在、課内室の体制としている健康づくり課地域医療対策室は、公益財団法人総合花巻病院の事業再生に関わる業務及び周産期医療をはじめとした市内医療機関における医師確保を含めた地域医療対策全般と、子ども家庭センターと連携して産後ケア事業の宿泊型サービスの拠点となる施設整備の支援等を行うため、体制を「地域医療対策課」に改め、地域医療対策の充実を図ります。

2 分掌事務について

(1) 福祉部の分掌事務

社会福祉に関すること（健康子ども部の所管に属するものを除く。）、介護保険に関すること、国民健康保険及び公費医療に関すること、国民年金に関すること、その他福祉に関すること。

(2) 健康子ども部の分掌事務

子どもの施策に係る企画及び総合調整に関すること、児童福祉に関すること（福祉部の所管に属するもの（児童委員、障がい児福祉など）を除く。）、ひとり親家庭及び寡婦福祉に関すること、保健に関すること、健康管理に関すること、地域医療に関すること、その他保健医療及び子どもの施策に関すること。

3 課の配置と組織図

福祉部に地域福祉課、長寿福祉課、障がい福祉課及び国保医療課の4課を置きます。

健康子ども部にこども課、こども家庭センター、健康づくり課及び地域医療対策課の4課を置きます。

改編後の組織図は以下のとおりです。

